

## 伊万里市骨髄移植ドナー支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞を提供する者（以下「ドナー」という。）の経済的負担を軽減し、骨髄・末梢血幹細胞移植の円滑な実現に資するようドナーに対し予算の範囲内において助成金を交付することとし、その助成金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であって、財団が実施する骨髄バンク事業において、骨髄ドナー登録をしている者
- (2) 財団が実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- (3) 市税等の滞納がない者

(助成内容)

第3条 市長は、助成対象者に対し、骨髄・末梢血幹細胞の提供のために次に掲げる通院又は入院等に要した日数について、1日につき2万円の助成金を交付する。ただし、上限7日（14万円）とする。なお、骨髄・末梢血幹細胞の採取及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害による通院及び入院を除く。

- (1) 健康診断に係る通院
- (2) 自己血貯血に係る通院
- (3) 骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る入院
- (4) 前各号に掲げるもののほか、骨髄・末梢血幹細胞の提供に関し、財団が必要と認める通院、入院及び面談等

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、骨髄・末梢血幹細胞の提供後、前条に規定する通院又は入院等に要した日の最終日の翌日から起算して1年以内に、伊万里市骨髄移植ドナー支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する助成金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 規則第16条各号(第2号を除く。)に規定する事項が生じたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(交付の決定等)

第6条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書及び規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、様式第2号のとおりとする。

2 市長は、第4条の規定による申請等の内容を審査し、助成金を交付しないことと決定したときは、伊万里市骨髄移植ドナー支援助成金却下通知書(様式第3号)により理由を付して申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、施行の日以降に行われる通院又は入院等から適用する。